

## 防災用マスクと放管用マスク類について

### 1. 防災用マスク(全面マスク(粉じん・よう素ガス用))について

#### (1) 使用用途および仕様

- 防災用マスクは、面体と防じん機能付き吸収缶<sup>※</sup>で構成されており、原子力防災組織がその業務を行うにあたり、放射性物質による内部被ばくを防止するため使用する。
  - 防災用マスクの面体については、国家検定規格「防毒マスクの規格」合格品を、防じん機能付き吸収缶<sup>※</sup>については、国家検定規格「防毒マスクの規格」合格品で、ヨウ化メチルに対する除毒能力を有することを要求している。
- ※ 防じん用のフィルタとよう素ガス除去用の吸収缶が一体となった吸収缶

#### (2) 耐用期限

- 防じん機能付き吸収缶の保存期限は製造日から5年となっており、防じん機能付き吸収缶の包装材に記載されている。

#### (3) 保管数の根拠

- 防災用マスクは140個の未使用品を配備している。これは原子力防災要員129名に余裕を見込んだ数量である。

#### (4) 定期点検の頻度および内容

- 「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」において点検内容および点検周期を定めており、社内文書である「保護衣管理マニュアル」に基づき、3号機のサイクル毎に1回、外観点検を行うこととしている。
- 配備しているマスクは未使用品であることから、外観点検は必要数量があること、有意な破損のほか、防じん機能付き吸収缶の期限を確認している。(期限が近くなった場合は取替) なお、未使用品へのメーカー推奨点検項目はない。

#### (5) 災害発生時における運用について(点検方法や着用基準など)

- 災害発生時においては炉心損傷または使用済燃料の損傷に進展すると判断した場合において、原子力防災管理者、当直長または連絡責任者は、防災用マスクの着用を指示することを社内文書に記載している。なお、防災用マスク着用の際にはリークチェック等の使用前点検を行うこととなっており、放射線管理教育等で継続的に教育を行っている。

### 2. 放管用マスク類(全面マスク)について

#### (1) 使用用途および仕様

- 放管用マスク類は放射線業務従事者の放射性物質による内部被ばくを防止するため使用する。
- マスク(ろ過材含む)については、国家検定規格「防毒, 防じんマスクの規格」合格品であり、ろ過材は粒子捕集効率99.9%以上のものを配備している。

#### (2) 耐用期限

- 放管用マスク類は防災用マスクと異なり、防じん用フィルタのみを取り付け使用している。フィルタは吸気抵抗測定において基準値を超えたものや除染困難な汚染が確認されたものは取替を行っている。

(3)保管数の根拠

○保管数を定めたものではなく、過去の使用実績から作業に支障がない数量を確保している。

(4)定期点検および内容

○「保護衣管理マニュアル」に基づき、3号機の保全サイクル毎に1回、定期点検として外観点検および機能確認を行う。

○配備しているマスクは繰り返し使用していることから、配備の都度、定期点検と同様な点検を行っている。なお、点検にあたっては、メーカー取扱説明書に基づいた作業要領書により、外観点検(数量確認を含む)およびフィルタの機能を確認している。

以 上